


付録1. 実施計画例

実施計画例



フェーズ1 計画	<ul style="list-style-type: none"> ・検討プロジェクト立上げ ・他機関の OA 方針の研究 ・運用体制の確認（人員&技術面） ・策定・実施計画の作成 ・策定のキーパーソンの設定 	1～2か月
フェーズ2 方針案作成・ 策定	<ul style="list-style-type: none"> ・方針案，説明文書の作成 ・キーパーソン、図書館委員会への説明 ・教員のコメント受付 ・方針の承認 	1～3か月
フェーズ3 プロモーション・ 認知向上	<ul style="list-style-type: none"> ・複数媒体による学内周知 ・教員向け説明会の開催 ・プレスリリースの発行 ・ROARMAP への登録 	1～3か月
フェーズ4 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・方針の実施 ・実施要領の作成，学内周知 ・教員向けの FAQ や登録サポート 	1～3か月
フェーズ5 フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・利用統計の作成 ・対象論文の捕捉と登録の呼びかけ ・モニタリング，上層部への情報提供 	継続

(The OpenAIRE guide for research institutions を元に作成)

付録2. OA方針雛形

(例1：機関リポジトリを公開先とする場合)

〇〇〇〇大学オープンアクセス方針

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〔 学長裁定
役員会裁定 など 〕

(趣旨)

- 1 〇〇〇〇大学は、本学において生産された研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元すること地域および国際社会の持続的発展に貢献すること〔下線部は各大学のビジョン等に基づき記入〕を目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、本学に在籍する教員（以下「教員」という。）が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を、機関リポジトリ名称を記入（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(適用の例外)

- 3 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申出が教員からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(リポジトリへの登録)

- 5 教員は、研究成果について、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「リポジトリ運用指針を記入」に基づき取り扱う。

(その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

(例2：ゴールドOA，外部機関のリポジトリを含む場合)
〇〇〇〇大学オープンアクセス方針

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〔 学長裁定
役員会裁定 など 〕

(趣旨)

- 1 〇〇〇〇大学は、本学において生産された研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元すること地域および国際社会の持続的発展に貢献すること〔下線部は各大学のビジョン等に基づき記入〕を目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、本学に在籍する教員（以下「教員」という。）が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を、以下のいずれかの方法によって公開する。研究成果の著作権は、本学には移転しない。
- (1) 〔機関リポジトリ名称を記入〕に登録する。
 - (2) オープンアクセスジャーナルに掲載する。
 - (3) 論文のオープンアクセス・オプションを選択し、出版社ウェブサイトに掲載する。
 - (4) 外部の機関が設置するリポジトリ等に登録する。

(適用の例外)

- 3 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申出が教員からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(リポジトリへの登録)

- 5 〔機関リポジトリ名称を記入〕への登録により公開する場合、教員は、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、〔リポジトリ運用指針を記入〕に基づき取り扱う。

(その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

付録3. オープンアクセスとは

オープンアクセス (OA) とは

1. OA の定義

学術情報（学術雑誌論文、会議発表論文、図書等）が OA であるとは、当該情報がインターネット上で公開され、無料で閲覧（フリーアクセス）を含めた自由な利用が可能になっている状態を指す。

2. OA の背景

元々 OA 運動は、20 世紀後半からの学術雑誌価格高騰問題を背景に、商業出版社への対抗を目的として始まった。世界中の大学等は機関リポジトリを設置してグリーン OA（後述）を推進してきたが、研究者の作業負担を必要とするセルフアーカイブは十分には進んでいないと言える。一方、2000 年代中盤以降は商業出版社も Article Processing Charge (APC) 支払い型のビジネスモデルを確立させ、ゴールド OA（後述）に対して積極的な姿勢を見せている。近年は、公的資金によって得られた研究成果に対して納税者や産業界が容易にアクセスできるようにすること等を目的として、世界中の研究機関・政府機関・助成機関で OA ポリシーの策定が行われている。

3. OA の手段

OA を実現するための手段には、主に以下の 2 種類がある。

	①グリーン OA	②ゴールド OA
手段	著者自身が、機関リポジトリやサブジェクトリポジトリ等の OA リポジトリに登録する（セルフアーカイブ）。	出版社が、OA ジャーナル等を出版する。
メリット	著者の費用負担が必要ない。	出版後即座にオープンアクセスになる。
デメリット	出版社の著作権ポリシーによっては以下の制約がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・登録が禁止されている ・登録できる版が指定されている（著者最終稿等） ・一定期間（エンバゴ期間）を経過しないと登録できない 	著者が Article Processing Charge (APC) を支払う必要がある（場合がある）。
備考		ハイブリッドオープンアクセス（購読ジャーナルの一部の論文のみを対象とする）、ディレイド OA（出版後一定期間経過した号はオープンアクセスになる）等のモデルもある。

4. OA 推進の意義

学術雑誌論文等の研究成果を OA にすることによって、世界中の誰もが無料で閲覧できるようになるため、研究成果の可視性が高まり、被引用回数等のインパクトの増加につながる。大学等の研究機関は、機関内で生産された研究成果の OA を推進することで、世界の学術研究活動に大きく貢

献するとともに、自機関のプレゼンスを上げることが可能となる。

研究機関としての姿勢を強く打ち出すためには、OA ポリシーを策定することが求められる。

5. 機関リポジトリ（によるグリーン OA 推進）の意義

前述の通り、OA を進めるための方法には機関リポジトリ以外にも様々なものが存在する。

ゴールド OA の実現に必要となる APC は論文 1 本当たり平均 2000 ドル程度とされており、研究者の経済的負担は必ずしも少なくない。一部ではあるが、利益追求に走り、低質なジャーナルを出版する「ハゲタカ出版社」の存在も問題になっている。近年、一部の出版社のウェブサイトで出版社が提供する著者最終稿が公開されるサービスも開始されたが、利用料金の長期的な見通しは未だ不透明である。また、学術雑誌論文以外の学術情報では、OA のビジネスモデルが確立していないこともある。

グリーン OA についても、数学・物理学分野の arXiv のようにサブジェクトリポジトリの利用が定着しているケースもあるが、必ずしもそのような分野ばかりではなく、社会科学系の SSRN のように商業出版社に買収されるケースも出てきている。また、近年は Mendeley、ResearchGate、Academia.edu といったウェブサービスが研究成果共有の場として研究者に受け入れられているが、これらのサービスには長期的な継続性に不透明な面がある点に注意しなければならない。

多様な研究成果を生み出している大学等の研究機関にとって、長期的に責任を持って、機関内の研究成果の包括的な OA を推進していくため、機関リポジトリによるグリーン OA の意義は大きい。

6. 国外の OA ポリシー策定状況

世界中の OA ポリシーのダイレクトリである ROARMAP には、2018 年 1 月末時点で 898 件のポリシーが登録されている。特に欧米では以下のように研究助成機関による包括的なポリシーの策定・運用が進んでいる。

米国	NIH Department of Energy 等 (OSTP 指令の対象となる 22 の連邦政府機関)
EU	Horizon 2020
英国	Wellcome Trust、RCUK、HEFCE (REF2020)

7. 国内の OA ポリシー策定状況

2018 年 1 月末現在国内では以下の機関が OA ポリシーを策定している。

(参考) オープンアクセス方針リンク集 : https://jpcoar.repo.nii.ac.jp/?page_id=53

研究機関	大阪府立大学、岡山大学 (博士学位論文、学内プロジェクト)、京都大学、九州大学、神戸大学、国際日本文化研究センター、情報・システム研究機構国立極地研究所、千葉大学、筑波大学、東京外国語大学、東京歯科大学、徳島大学、名古屋工業大学、名古屋大学、北海道大学 (推奨)、北陸先端科学技術大学院大学
政府機関	文部科学省 (博士学位論文)
助成機関	科学技術振興機構 (JST) (推奨)、日本学術振興会 (JSPS) (推奨)

また、国の第 5 期科学技術基本計画 (2016 年度～2020 年度) では、「こうした潮流を踏まえ、国は、資金配分機関、大学等の研究機関、研究者等の関係者と連携し、オープンサイエンスの推進体制を構築する。公的資金による研究成果については、その利活用を可能な限り拡大することを、我が国のオープンサイエンス推進の基本姿勢とする。」とされている。